

<行動計画>

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を図るため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年4月1日～平成31年3月31日
2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

<対策>

- 平成29年4月～ 事業推進会議（管理監督職）において、就業規則（年次有給休暇）第42条について事業所職員への周知促進を促す。
- 平成30年4月～ 啓発掲示物を以て、計画的な年次有給休暇取得促進を図る。

目標2：男性の育児休業又は、子の看護休暇、育児の為の特別休暇等の取得促進

<対策>

- 平成30年4月～ 育児休業等について、掲示物を以て、男性職員を含む子育て目的の休暇等の取得促進を図る。

<メッセージ>

社会福祉法人恵仁福祉協会「高齢者総合福祉施設アザレアンさなだ」では、企業所内保育所「ナーサリーさなだ」の運営を2018年12月からスタート。職員の育児休業復帰率は100%を継続中。また、2010年9月15日から「社員の子育て応援宣言」（長野県）として登録中。職員の出産、育児サポートに務め、ワークライフバランスの充実を積極的に進めています。

最近では、若い職員の結婚・出産の報告が続々と来ています！安心して出産後も復帰ができる社風が定着してきていると実感しています。